

入札公告

次のとおり一般競争入札（制限付き）を行いますので公告します。

平成 29 年 8 月 14 日
〒791-1102 松山市来住町 36 番地
社会福祉法人 寿楽会
理事長 末廣 昌典

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称) 寿楽会特別養護老人ホームみぞのべ新築工事
- (2) 工事場所 松山市溝辺町甲 346 番 5
- (3) 工事概要 用途 地域密着型老人福祉施設
構造 鉄筋コンクリート造
平屋建
延床面積 約 1,421.62 m²
特別養護老人ホーム：定員 29 名
- (4) 工期 工事請負契約締結日より平成 30 年 3 月 15 日
- (5) 予定価格 ￥ 370,000,000- (税抜き)
- (6) 最低制限価格 有り
- (7) その他 この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 3 条第 2 項に規定する建設工事の種類のうち、建築一式工事の許可を受け、かつ法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 松山市入札参加資格者名簿に登録され、松山市内に本店又は支店を有しているもので 2017 年度松山市建築工事入札参加資格業者名簿 A クラス総合点が 900 点以上であること。又は、愛媛県入札参加資格者名簿に登録され、愛媛県内に本店・支店又は営業所を所有しているもので、法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営規模等評価通知書・総合評定値通知書(最新のもの)の総合評点値(建築一式)が 1,000 点以上であること。
- (3) 元請として、告示日より過去 5 年間に福祉施設(老人ホーム等)で鉄筋コンクリート造の施工実績を有していること。
- (4) この告示日において、愛媛県及び松山市から入札参加資格停止及び入札参加資格回避を受けている期間中でないこと。開札後、落札決定者が契約締結までに愛媛県及び松山市から入札参加資格停止及び入札参加資格回避を受けた場合は、契約を締結しない。

- (5) 松山市暴力団排除条例(平成22年条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)に関係する以下の者でないこと。
- ア 暴力団員等(役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)がこれに該当する場合を含む。)
- イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者(役員等がこれに該当する場合を含む。)
- ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)の規定による更生手続き開始の申し立て(以下「更生手続き開始の申し立て」という。)をしていない者又は更生手続き開始の申し立てをなされていない者であること。
- (8) 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。
- 新企画設計株式会社
松山市南高井町1990番地8
- (9) この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (10) 法第27条の18第1項の規定による、監理技術者資格証(建築工事業に係るものに限る)及び監理技術者講習修了証を有する者を当該工事現場に専任で配置できる者。

3 入札参加申請に関する事項

- (1) この入札に参加申し込みをする者(以下「入札参加者」という。)は、一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、建設業許可証明書の写し、入札参加資格等確認資料(様式第2号、第3号)及び直近の経営事項審査結果通知書の写しを添付して申請すること。
- なお、申請期間中に提出を要する書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (2) 申請書は、事務局へ持参しなければならない。

(3) 申請書の提出期間及び提出場所

ア 提出期間 平成29年8月14日(月)から平成29年8月21日(月)までの午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所 松山市来住町36番地
社会福祉法人 寿楽会 (担当:佐伯)
TEL: 089-975-1335

(4) 入札参加資格の審査結果は、平成 29 年 8 月 22 日（火）までに一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により行う。

4 入札参加資格の喪失に関する事項

申請書等により入札参加資格を認められた者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、当該工事に係る入札に参加することはできないものとする。

5 設計図書等の閲覧又は貸出しに関する事項

(1) 当該工事に係る設計図書等は、閲覧又は貸出しの方法によるものとする。

ア 閲覧・貸出し期間

平成 29 年 8 月 14 日（月）から平成 29 年 8 月 21 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 閲覧・貸出し場所 新企画設計株式会社 設計技術部 担当：高橋祐二郎
松山市南高井町 1990 番地 8
電話 089-956-0200

ウ 貸出し方法

電子媒体（CD-R）で貸出しを行い、終了後返却すること。

なお、貸出しについては、設計図書貸出申請書（様式第 5 号）を提出し承認を受けなければならない。

(2) 設計図書等に関する質問は、質疑応答書（様式第 6 号）により持参、又は F A X により提出するものとし、F A X により申込みを行う場合は、F A X 送信後に電話で着信の確認を行うこと。電子メールによるものは受付けないが、提出後にデータ提出指示があった場合のみ、速やかに下記アドレスまで送付のこと。

なお、当該書面の提出期間及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期間 平成 29 年 8 月 22 日（火）から平成 29 年 8 月 24 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 提出場所 新企画設計株式会社
設計技術部 担当：高橋祐二郎
takahashi@shinkikaku.info
松山市南高井町 1990 番地 8
電話 089-956-0200 F A X 089-957-6842

(3) 設計図書等についての質問に対する回答は、次のとおり質疑応答書（様式第 6 号）を閲覧に供して行う。また、F A X で入札参加資格者全員に回答を行う。

ア 閲覧期間 平成 29 年 8 月 25 日（金）から平成 29 年 8 月 28 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 閲覧場所

松山市来住町 36 番地
社会福祉法人 寿楽会（担当：佐伯）
TEL：089-975-1335

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所 松山市来住町 36 番地
社会福祉法人 寿楽会

TEL：089-975-1335

(2) 日 時 平成 29 年 8 月 31 日（木） 10 時 30 分

7 入札の方法等

(1) 入札書は入札日時に入札執行の場所に持参し、提出するものとし郵便、電報、電話 F A X 等による入札は認めない。

なお、代理人が入札をする場合は、委任状を併せて提出するものとする。

(2) 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。

(3) 入札回数は 1 回とする。

(4) 入札会場への入場者は 1 社当たり 2 名までとする。

8 入札保証金

免除する。

9 入札の無効に関する事項

地方自治法施行令第 167 条の 4 に定める入札参加資格がない者がした入札又は規則第 6 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格審査申請に基づき入札参加資格を認められたものであっても、審査後、入札参加資格停止等の処分を受ける等、入札時点において 2 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。入札参加者数の限定は無しとする。

10 契約の成立要件

契約の締結については、社会福祉法人 寿楽会の理事会の議決を要する。

11 落札者の決定方法

(1) 落札は予定価格以下、最低制限価格以上の入札をしたものとする。

(2) 落札価格が同額の場合は、同額者の抽選により決定する。

- 12 契約保証金
契約金額の10分の1以上を納付するものとする。但し、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- 13 支払条件
前金払 有
部分払又は中間前金払（選択性） 有
詳細は落札業者との協議による。
- 14 契約書作成の要否
要
松山市暴力団排除条例に基づく特約条項付き
- 15 異議申立て
入札を行った者は、入札後、規則、工事請負契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 16 その他
(1) 工事保証は工事完成後2年とし、部分保証は仕様書のとおりとする。
(2) 工事契約者は本工事の契約を他人に譲渡してはならない。
(3) 契約後、工事完成引取前に生じた災害・その他の事故については一切、発注者は関係ないものとする。
(4) 建築確認申請済証が未交付の場合、申請の伴う変更については、落札業者と協議する。
(質疑・回答で対応予定、軽微なものは本工事に含む。)
(5) 工事監理者は、新企画設計株式会社とする。

以上